

フィデリティ証券株式会社

約款・規定集

総合取引約款	1
インターネット取引等取扱規定	4
保護預り約款	6
外国証券取引口座約款	13
投資信託受益権振替決済口座管理約款	19
投資信託自動けいぞく投資約款	23
株式等振替決済口座管理約款	25
上場投資信託受益権振替決済口座管理約款	33
MRF累積投資約款	38
特定口座約款	40
特定管理口座約款	44
フィデリティ・ファンド積立・ステップ・BUY・ステップ取扱規定	45

総合取引約款

第1章 総合取引

第1条 (約款の趣旨)

本約款は、MRF累積投資取引(以下「MRF累積投口」といいます。)、有価証券の保護預り取引、外国証券取引、投資信託受益権の取引、その他の自動けいぞく(累積)投資取引、株式等の取引、上場投資信託受益権の取引及びそれらを組み合わせた取引(以下「総合取引」といいます。)及び総合取引に関連してフィデリティ証券株式会社(以下「当社」といいます。)からお客様に提供されるサービス(以下「本サービス」といいます。)について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (総合取引の利用)

お客様は、本約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。

- (1) MRF累積投資約款に定めるMRF累積投口取引
- (2) 保護預り約款に定める有価証券の保護預り取引
- (3) 外国証券取引口座約款に定める外国証券の取引
- (4) 投資信託受益権振替決済口座管理約款に定める投資信託受益権の取引
- (5) 投資信託自動けいぞく投資約款に定める自動けいぞく(累積)投資取引
- (6) 株式等振替決済口座管理約款に定める株式等の取引
- (7) 上場投資信託受益権振替決済口座約款に定める上場投資信託受益権の取引

2. 前項に定める各取引について、本約款に別段の定めがないときには、当該各取引の約款・規定その他当社が別に定めるところに従い取り扱います。

3. インターネット取引及びコールセンターの利用

お客様が、本条1.に定める各取引につき、インターネット取引及びコールセンターを通じて電話による取引を利用される場合には、当社が別に定める「インターネット取引等取扱規定」に基づいて取引をご利用いただくものとします。

4. 個人のお客様が、特定口座の開設を申込み、当社が承諾した場合には、当社が別に定める「特定口座約款」及び「特定管理口座約款」に基づいて特定口座の取り扱いをご利用いただくものとします。

5. 当社は、お客様に対し、契約締結前交付書面をお客様に交付(電磁的方法による交付を含む)します。お客様は、本約款及び契約締結前交付書面の内容を十分把握し、自らの判断と責任において当社との取引を行うものとします。

第3条 (申込方法等)

お客様は、当社所定の総合取引口座開設申込書に必要事項を記入の上、記名捺印(又は署名)し、これを当社に提出することによって、総合取引を申込みのものとし、当社が、承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。総合取引口座開設の申込みを当社が承諾したときは、当社は遅滞なくその口座を設定し、お客様にその旨を通知いたします。

2. すでに総合取引を契約済のお客様が、上記第2条1.(5)の取引を行う場合は、お客様のお申出により次の契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。

(1) 第2条1.(5)の取引の開始・変更・解除。

(2) 上記(1)に係る自動けいぞく(累積)投資口座の設定。

3. お客様が総合取引の申込をされた場合には第7条1.に定める金銭の振込先指定方式の利用申込を同時にさせていただきます。

4. 当社は、お客様が総合取引を開始するに際し、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(以下「本人確認法」といいます。)その他の法令諸規則及び当社が定めるところに従い、本人確認を行わせていただきます。なお、お客様が法人口座を開設される場合、当社は本人確認法で規定する本人確認書類以外に定款、規約、寄附行為等、当社が要求する書類をご提示又はご提出いただきます。

第4条 (総合届出印鑑等)

お客様は、当社との総合取引開始時に総合届出印鑑(又は署名)を届出いただけます。ただし、すでに届出がされている場合には、その印影(又は署名)が届出印鑑(又は署名)となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座および今後開設されるすべての口座についてもこの印影(又は署名)を当社への届出印鑑として取り扱います。

第5条 (既存取引等の継続)

お客様が総合取引を開始される際、すでに当社で利用されている上記第2条及び第3条3.に掲げる取引および取扱いは、継続して本約款に基づく取引および取扱いとしてご利用いただけます。なお、各累投口への入金の方法については申込書により指定された場合はその取扱いとなります。

第2章 金銭受渡方法および有価証券等の取扱い

第6条 (入金)

預り金および取得申込代金は、当社の指定する銀行預金口座に電信扱いでお振込みいただきます。この場合の振込手数料は、お客様負担とさせていただきます。受渡精算は当社の窓口では行いません。

第7条（返金）

1. 金銭の振込先指定方式

金銭の振込先指定方式とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振込む方式をいいます。

2. 指定預金口座の取扱い

指定預金口座の名義人は、当社の口座名義人と同一人に限らせていただきます。

3. 指定預金口座の確認

(1) 当社は上記1.及び2.により預金口座の指定があったときは、当社が速やかに送付する当社所定の確認書類により指定預金口座の内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申し出ください。

(2) 上記(1)の確認書類を当社が送付後1週間はお客様から金銭の振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込ができないことがあります。

4. 指定預金口座の変更

(1) 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出ていただきます。

(2) 変更申込み受付後の取扱いは上記3.に準じて行うものとします。

5. 金銭の受渡精算方法の指示

(1) 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本章に基づく振込をするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、電話、コンピューター・ネットワーク等でご指示いただきます。なお、上記ご指示を受けたとき当社は暗証番号等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。

(2) 利金等について当社が定めるところに基づき、あらかじめ振込のご指示のある場合は、当社は、上記(1)のご指示をいただかずに指定預金口座に振込むことがあります。

6. 受入書類等

上記5.に基づき振込みをする場合には、その都度の受領書の受入は不要といたします。

7. 遅延による損害

当社に責めのある事由以外の事由による振込みの遅延等による損害について、当社はその責を負いません。

第8条（有価証券等の取扱い）

当社の総合取引口座で取り扱う有価証券等の範囲は当社が定めるものとします。

2. 当社がお客様の有価証券を保護預かりする場合には、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」といいます。)の振替制度を利用した他の金融商品取引業者等からの口座振替もしくは当社が別途定める方法によるものとします。この場合において、機構に届けるお客様の名義、住所及び印影は、総合取引口座開設時に届出て頂いた総合取引口座の名義、お届住所、届出印鑑と同一のものとなります。

3. お客様が保護預かり有価証券を引き出す場合は、機構の振替制度に基づき他の金融商品取引業者への口座振替の方法によるものとします。ただし、特段の事情がある場合には、当社が認めた方法によるものとします。

第3章 有価証券取引

第9条（取扱商品）

お客様が当社で取引できる商品は、当社が定める商品(以下「取扱商品」といいます。)とします。ただし、金融商品取引所の規則又は当社の自主的な規制等により、お客様に通知することなく変更されることがあります。当社の自主的な規制によって変更する場合でも、その理由は開示しないものとします。

第10条（投資信託受益権の取得申込みの制限）

財産資金管理を円滑に行うため、投資信託受益権の大口の取得の申込みに対して制限することがあります。

2. 当社は、投資信託は長期投資を行う投資家向けのものであるという基本理念に基づき、投資信託受益権の短期売買、過度な売買、もしくはファンドのポートフォリオ構築計画を阻害し、又費用増加につながり、ファンドの運用成績に悪影響を及ぼした、もしくは及ぼす可能性がある取引を過去、何度かに渡って行ったと判断されるお客様による取扱商品の取得の申込みについては、拒否することがあります。過去の投資活動の判断を行うため、当社は、お客様のファンドの取引履歴やその他、取引状況の検討を行うことがあります。

第4章 報告・連絡

第11条（取引報告書）

当社は、お客様からご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、法令の定めるところに従い、取引報告書を作成し、お客様にお送りいたします。

第12条（取引残高報告書）

当社は、法令の定めるところに従い、四半期に1回以上、期間中の銘柄ごとのお取引明細とお取引後の残高などを記載した書面(以下「取引残高報告書」といいます。)をお客様にお送りいたします。又、直前に当社が取引残高報告書を作成した日から1年以上お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客様にお送りいたします。

2. お客様は、当社から取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高報告書の記載事項を確認した旨の回答書を同封させていただきます。場合は、当社に必ず当該回答書をご返送ください。

3. 取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のビジネス・コンプライアンス部に直接ご連絡ください。取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内にご連絡がなかった場合、当社は、その記載事項すべてについてご承認いただけただけのものとして取り扱います。

第5章 雑則

第13条（取扱いの解約）

次に掲げるいずれかに該当する場合は、第2条1.の取引及びサービスの取扱いを解約します。

- (1) お客様が当社各取扱商品の取引・サービスの利用終了を申し出た場合。
- (2) お客様が指定預金口座を解約した場合。
- (3) お客様が第16条(届け出事項の変更)の届出を怠るなどして、相当期間当社からの連絡が不通となった場合等当社が相当な理由によりお客様による取扱商品の取引・サービスの取扱いを終了した場合。
- (4) お客様が本約款又は当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反したことを理由に当社が解約を申し出た場合。
- (5) お客様が当社に対する届出事項について事実と反する届出等を行ったと当社が認められたことを理由に当社が解約を申し出た場合。
- (6) お客様が暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等であることが本約款第3条1.に規定する取引口座開設後に判明したことを理由に当社が解約を申し出た場合。
- (7) お客様が、当社との取引において、脅迫的な言動又は暴力的な行為をしたことを理由に当社が解約を申し出た場合。
- (8) お客様よりお預かりする資産の全部又は一部が犯罪行為により不正に取得されたものであると当社が判断したことを理由に当社が解約を申し出た場合。
- (9) お客様が相当期間、当社取扱商品の取引・サービスの利用を行わない場合。
- (10) 第19条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合。
- (11) 上記各号の他、やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。

2. 前項各号の場合、当社は、原則としてお客様の保有する当社取扱商品の残高を売却の上、第7条に定める方法により売却代金をお支払いいたします。

第14条（公示催告の調査等の免除）

当社は、お預りしている有価証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査およびご通知はしません。

第15条（免責事項）

当社の故意又は重過失によりお客様に生じた損害以外の損害及び次に掲げる損害についてはその責を負いません。

- (1) 当社所定の証書等に押捺された印影(又は署名)とお届出の印鑑(又は署名)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害。
- (2) 当社が定める書類等に押印された印影が届出印鑑の印影と相違するため、求められた事項に応じなかったことにより生じた損害。
- (3) 当社が上記第7条1.により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害。
- (4) 第13条1.各号に掲げる場合に該当することによりお客様に生じた損害。
- (5) お客様が第16条の届出事項の変更を行わなかったことによりお客様に生じた損害。
- (6) 天災地変、政変、同盟廃業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
- (7) お預かり当初から、有価証券について瑕疵等またはその原因となる事実があったことにより生じた損害。
- (8) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

第16条（届出事項の変更）

改名、転居および届出印鑑(又は署名)、金銭の振込先指定方式の指定銀行預金口座の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただけます。尚、当該届出の際、印鑑証明書等当社が必要と認める書類をご提出いただく場合があります。又、お客様から当該届出がないため、当社からのお客様宛ての通知もしくは送付書類等の到達が遅延し、又は到達しなかった場合、当社は通常到達すべき日時を上記通知等が到達したのものとして取扱うことができます。

2. 上記1.の届出のうち、お客様が日本国内の居住者でなくなる場合は、当社の取引口座の解約の手続きを行っていただきます。ただし、お客様が当社が別に定める取扱についてご承認のうえ、当社所定の手続きをさせていただき、当社が承諾した場合には、その定め範囲内でお取扱を継続することができます。

3. お取引のための暗証番号等を変更するときは、直ちにお客様ご自身がその旨を書面によって当社にお届出ください。

4. 上記1.又は3.のお申出があったとき、当社は、当社が定めるところに基づき書類等をご提出いただくことがあります。

第17条（利用料及び手数料）

当社はお客様より当社に開設された口座の利用料をいただくことがあります。この利用料は当社が定める金額とし、当社が定める方法で当社に入金していただきます。

2. 前項によるほか、当社はお客様より事務手続きに係る手数料をいただくことがあります。この手数料は当社が定める金額とし、当社が定める方法で当社に入金していただきます。

3. 一旦入金いただいた利用料および手数料は返却しないこととします。

第18条（法令遵守）

お客様及び当社は、金融商品取引法その他関係法令、日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

第19条（本約款の改定）

本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

平成20年12月

インターネット取引等取扱規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、当社の総合取引約款に基づき、コンピューター・ネットワークを利用して、フィデリティ証券株式会社(以下「当社」といいます。)のインターネット経由でのトレーディング・サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関するお客様との取り決めです。

2. この規定は、当社の総合取引約款に基づき、当社コールセンターを通じて電話によるお取引を行うお客様に対しても、その性質上適用が困難な条項を除き、準用されるものとします。

第2条（本サービスの内容）

お客様は本サービスを利用してインターネットを通じて、当社が別途定める株式等の売買注文、投資信託受益権等の取得(買付)の申込み及び売却(解約)の請求(以下「売買注文」といいます。)、ならびに金銭の引出請求等を行うことができます。

第3条（本サービスの利用）

お客様は、次の各号のすべてに該当する場合に本サービスをご利用になれます。

- (1) お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)の上お申し込みになり、当社が承諾の上所定の手続きを完了した場合。
- (2) お客様が購入の申込みを行う投資信託受益権等について、当該目論見書(投資信託説明書)が交付(電子交付を含む)されている場合。
- (3) 当社に登録されたパスワード及び口座番号と本サービスご利用時に使用されるパスワード及び口座番号が一致した場合。

2. 本サービスのご利用に必要となる情報システムなどは、お客様にご用意いただくものとします。また、お客様の自己責任において、当該情報システムなどに関する機器の設置、利用、保守を行うこととします。

第4条（法令などの遵守）

お客様は本サービスのご利用に当たり、この規定によるほか法令などを遵守するものとします。

第5条（利用時間）

お客様が本サービスをご利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

第6条（取扱商品等）

当社が本サービスを利用した、売買注文を受付ける取扱商品は、当社が別途定めるものとします。

第7条（取引の種類）

当社が本サービスを利用した売買注文を受付ける取引の種類は、当社が別途定める範囲とします。

第8条（取引数量の範囲）

当社が売買注文を受付ける数量は、当社が定める数量の範囲内とし、この数量の計算は、当社の定める方法によって行います。

第9条（有効期間等）

当社が本サービスにより受付けた売買注文の有効期間等については、当社が別途定めるものとします。

第10条（取引回数の範囲）

金融商品取引所等において売買取引が行われる日において同一銘柄の売買注文を受付ける回数は、当社が別途定める回数の範囲内とします。

第11条（受付および取消・変更）

売買注文の受付確定時は、当社が通信端末によりお客様が入力された注文内容を受信し、申込み内容の照会が完了した時点とします。

2. 当社は、売買注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、その受付を行いません。
 - (1) お客様の売買注文の内容が、第6条から第10条に定める事項のいずれかに反している場合。
 - (2) お客様の口座において購入申込約定日の翌営業日までに当該購入申込にかかる投資信託受益権等についての売却(解約)申込みがなされた場合。
 - (3) 本サービスにより受付した購入申込時までに当社で買付けに必要な金額の入金が確認できなかった場合。
3. 本サービスを利用したお客様による売買注文は、当社が定める銘柄に限り、別途定める申込み締切時間までに、お客様が当社が定める電話番号へ電話連絡により直接申し出ることによって取り消すことができます。
4. 本サービスを利用した売買注文をお客様が変更しようとする場合は、変更しようとする売買注文の取消を行った後、新たに売買注文をお客様にて入力するものとします。

第12条（執行）

当社が本サービスにより受付けた売買注文は、注文内容を確認後相当の時間内に、金融商品取引所等で執行します。ただし、当社が受付けたお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、予めお客様に連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。

- (1) 受付後執行するまでに当該注文が第6条から第10条に反することになった場合。
 - (2) お客様の指値が金融商品取引所の値幅制限を超える場合。
 - (3) 売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。
 - (4) その他、取引の健全性に照らし不相当と当社が判断する場合。
2. 当社は、次の場合その責任を負いません。
 - (1) 注文受付後、注文内容を確認し相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合。
 - (2) 第1項ただし書きに基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合。

第13条（本サービスを利用した注文の照会）

当社が本サービスで受け付けた売買注文の内容は、本サービスにより照会することができます。

第14条（金銭の受け渡し清算方法の指示）

お客様が本サービスを利用して株式等の売却注文、投資信託受益権等の売却(解約)申込み、ならびに金銭の引き出し請求を行い、その売却(解約)代金または、金銭の受渡清算方法を「振込み」と指示した場合の取り扱いについては、当社の「総合取引約款」に定める「金銭の振込先指定方式」による取り扱いとします。また、金銭の引出請求にかかる出金の処理は当社の「総合取引約款」に従って行うものとします。

第15条（取引内容の確認等）

本サービスの利用時間にかかる取引内容などについて、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、お客様が本サービス利用時に入力されたデータの記録内容をもって確認を行うものとします。

第16条（情報利用の制限）

お客様は本サービスの利用により提供を受ける情報を、お客様の行う投資の資料としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスにより提供を受ける情報を、自己または第三者の営業に利用すること。
 - (2) 本サービスにより提供を受ける情報を、第三者へ提供する目的で当該情報を加工または再利用すること。
 - (3) お客様のパスワード等を第三者の利用に供すること。また本サービスの情報および内容を第三者に漏洩し、また第三者と共同して利用すること。
2. お客様が前項に反する行為を行ったと当社または金融商品取引所および本サービスで提供される情報を提供する会社等(以下、「金融商品取引所等」といいます。)が判断した場合、当社は本サービスの提供を中止します。なお、本サービスの提供を中止することによりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用および損害等はすべてお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し当該費用および損害等の請求は行わないものとします。

第17条（本サービスの利用の解除）

当社は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不相当と判断した場合には、いつでも本サービスのご利用をお断りすることがあります。

第18条（サービス内容の変更）

当社はお客様に事前に通知することなく、本サービスで提供するサービスの内容およびソフトウェアのバージョンを変更することがあります。

第19条（解約）

次に掲げるいずれかに該当する場合は本契約は解約されます。

- (1) お客様が当社所定の届出書に必要事項を記載の上、本サービスの解約を申し出た場合。
 - (2) お客様が保護預り口座を解約した場合。
 - (3) 当社が本サービスの解約を申し出た場合。
 - (4) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合。
2. 第1項に掲げる事由により、本契約が解約された場合、本サービスの暗証番号は無効となります。

第20条（免責事項）

- (1) 天災地変その他不可抗力と認められる事由により、この規定に定める取り扱いが遅延し、または不能となったことにより生じた損害について当社はその責を負いません。
- (2) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器の障害または瑕疵ならびにこれらを通じた情報伝達システムなどの障害および当社の責に帰すべからざる事故により、本サービスの提供が遅延、中断または不能となった場合または提供内容に誤謬等が生じた場合、その為に生じた損害については、当社はその責を負いません。
- (3) 当社の配布するソフトウェアの利用に起因して生じた損害については、当社はその責を負いません。
- (4) 本サービスで提供する情報につき、遅延、誤謬、欠陥が生じた場合、その為に生じた損害については、当社または金融商品取引所等に故意または重大な過失がある場合を除き、当社または金融商品取引所等は其の責を負いません。
- (5) 本サービス利用の受付に際し、お客様が入力されたパスワードおよび口座番号と登録されているパスワードおよび口座番号との一致を確認して取引を執行した場合、その為に生じた損害等については、当社はその責を負いません。
- (6) 当社が定める以外の情報システムを使用し、お客様が本サービスを利用した場合、そのために生じた損害等については、当社はその責を負いません。
- (7) 本サービスにおける情報の提供につき、金融商品取引所等が公正な価格形成または円滑な流通を阻害し、または阻害するおそれがあるものと判断し、その全部または一部の変更または中止を行った場合、その為に生じた損害等については、当社はその責を負いません。
- (8) 第11条、第17条および第18条、第19条1.(3)および(4)の規定の適用の結果生じた損害等については、当社はその責を負いません。
- (9) お客様の個人情報への不当なアクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、その為に生じた損害については当社はその責を負いません。

第21条（届出事項の変更）

本サービスの利用にかかる申込書などの記載事項に変更がある場合は、当社所定の書面にて、当社に直ちにお届け下さい。この届出の前に生じた損害については、当社はその責を負いません。

第22条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、または当社が必要と認めた場合には変更されることがあります。なお、変更後のこの規定は本サービスにより当社が通知を行ったと同時に有効となります。

第23条（準拠法・管轄）

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

平成19年12月

保護預り約款

（この約款の趣旨）

第1条 この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められたものです。

（保護預り証券）

第2条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日から廃止されます。以下同じ。）その他の法令又は保振法第5条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程（「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）施行の日から一般振替機構の監督に関する命令第6条第2項第1号に基づく兼業業務に関する業務規程）及び業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

- 2 当社は、前項によるほか、お預りした証券が機構の行う振替決済以外の振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。
- 3 この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 機構が行う証券保管振替制度(以下「保振制度」といいます。)の振替決済、機構が行う保振制度以外の振替決済及び前条第2項に規定する振替決済にかかる保護預り証券以外の保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。
- (2) 機構が行う保振制度の振替決済及び機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる保護預り証券については、特にお申出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券(以下第24条を除き「株券等」といいます。)を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。
- (3) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。
- (4) 投資信託の受益証券については、投資信託および投資法人に関する法律第3条に規定する受託銀行において混蔵して保管することがあります。
- (5) 保護預り証券のうち(2)及び(3)に掲げる場合を除き、債券又は証券投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。
- (6) (2)、(4)及び(5)による保管は、大券をもって行うことがあります。また、(2)による保管株券等については、機構が発行者に対し法律に定める不所持の申出をすることがあります。
- (7) (2)から(5)の規定にかかわらず、当社は、当社における保護預り証券の保管等を外部の保管機関に委託することがあります。
- (8) 受益証券発行信託の受益証券(金商法第2条第1項第14号に規定するものをいいます。以下同じ。)については、機構からの委託に基づき、当該受益証券の受託者で混蔵して保管します。

(株券等の保管に関する経過的取扱い)

第4条 当社は、前条(2)の規定による保管が行われることとなる株券等であっても、その保管を同条の規定にかかわらず、次のように取り扱うことがあります。

- (1) 当社が保振法に定める参加者(以下「参加者」といいます。)となるまでの間、前条(1)に規定する方法により保管すること。
- (2) 単元未満株券等については、当分の間、当社で保管することがあること。

(混蔵保管等に関する同意事項)

第5条 第3条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権または準共有権を取得すること。
- (2) 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

2 第3条(2)の規定により機構が混蔵して保管する証券については、前項のほか次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 当社の顧客口座簿に預託株数等の数量が記載されたときに、機構に預託されたものとみなされ、お客様は、当該顧客口座簿に記載された預託株数等の数量に応じた証券の占有者とみなされること。
- (2) 機構が機構名義の預託株券等につき発行者に対し、法律に定める不所持の申出をした場合には、当該株券等は機構に預託されているものとみなされること。
- (3) 当社は、当該発行者の定める決算日現在に付与される利益配当等株主、優先出資者及び投資主(以下「株主等」といいます。)に対する諸権利の割当基準日(以下「権利確定日」といいます。)等の一定の日には株券等の預託を受けないこと。また、当社は、元利金支払日の前営業日等の一定の日には転換社債型新株予約権付社債券(平成14年3月31日までの発行決議に基づき発行された「転換社債券」を含む。以下同じ。)の預託を受けないこと。
- (4) 当社は、機構の定める一定の日には受益証券発行信託の受益証券の預託を受けないこと。
- (5) 保振制度の振替決済にかかる株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日等のお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受ける場合があること。
- (6) 預託証券の株式、共同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び投資口(以下第24条を除き「株式等」といいます。)について取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等又は株主等に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等又は預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使(転換社債券については「株式への転換」と読み替える。以下同じ。)があった場合には、新たに当該株式等が発行されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること。

- (7) 預託証券の株式等について併合・減資又は商号変更等株券等を発行者へ提出することが必要な場合は、預託株券等の返還のご請求があったものとして取り扱うこと。
- (8) 預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、又は当該発行者が清算終了の登記を行った場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を廃棄すること。
- (9) 預託証券の受益証券発行信託の受益証券が金融商品取引所において上場廃止となった場合は、信託契約に基づいて信託財産等が返還されることがあること。
- (10) 預託証券の受益証券発行信託の受益証券の信託財産である外国株券(金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいいます。)の発行者が株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、外国株券の発行者の破産手続開始により、受託有価証券の有価証券としての価値が失われたことを機構が確認した場合又は外国株券の発行者が清算終了の登記を行った場合は、機構が、当該受益証券発行信託の受益証券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託受益証券発行信託の受益証券を廃棄すること。
- (11) 合併等による転換社債型新株予約権付社債に係る債務の承継に際し、預託転換社債型新株予約権付社債を発行者へ提出することが必要な場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて消滅会社等の預託転換社債型新株予約権付社債の提出及び存続会社等の転換社債型新株予約権付社債の受領を行うこと。
- (12) 取得条項が付された転換社債型新株予約権付社債の発行者が当該転換社債型新株予約権付社債を全部取得し、対価として当該発行者の株式を交付する場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて預託転換社債型新株予約権付社債の提出及び新たに交付される株式に係る株券の受領を行うこと。

(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)

第6条 混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。

(当社への届出事項)

第7条 「総合取引口座開設申込書」に押なつされた印影(又は署名)及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑(又は署名)、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。

2 お客様が、法律により株券等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

(保護預り証券の口座処理)

第8条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

2 機構が行う保振制度の振替決済にかかる証券、機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる証券又は金融商品取引所もしくは決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている株券の振替が行われないことがあります。

(担保にかかる処理)

第9条 お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

(実質株主等の通知等にかかる処理)

第10条 保振制度により株券等をお預りした場合には、発行者に対するお客様の権利は、保振法及び機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。

- (1) 当社は権利確定日等までに、お客様のお申出による住所、氏名、その他機構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。
- (2) 当社は、権利確定日等における実質株主等の住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。
- (3) 発行者は、実質株主等の通知に基づき実質株主名簿等を作成します。実質株主名簿等の記載は、株主名簿、優先出資者名簿及び投資主名簿の記載と同一の効力を有します。
- (4) (1)により届け出た住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申出をいただき、当社はこれを発行者に通知いたします。
- (5) 当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構を経由して発行者に通知することがあります。
- (6) お客様が機構への預託株券等を当社から他の参加者へ又は他の参加者から当社へ預け替えをした場合は、発行者に対する株主等としての継続性は失われる恐れがあります。

(受益者の通知等にかかる処理)

第10条の2 受益証券発行信託の受益証券をお預りした場合には、受益証券の受託者(受益証券発行信託の受益証券の受益権原簿管理人を含む。以下本条において同じ。)に対するお客様の権利は、信託契約及び機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。

- (1) 当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等までに、受益者登録の手続きに必要なお客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を書面により受益証券の受託者に提出します。
- (2) 当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等における受益者の住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを受益者として受益証券の受託者に通知します。
- (3) 第1号のお申出による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を受益証券の受託者に提出します。
- (4) 当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託受益証券にかかる受益者登録の手続きに必要なお客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構を経由して受益証券の受託者に通知することがあります。
- (5) お客様が機構への預託受益証券を当社から他の口座管理機関へ又は他の口座管理機関から当社へ預け替えをした場合は、受益証券の受託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。

(お客様への連絡事項)

第11条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- (1) 名義書換又は提供を要する場合(第10条(2)による通知が行われることとなる場合を除く。)には、その期日。
 - (2) 混蔵保管中の債券について第6条の規定に基づき決定された償還額。
 - (3) 最終償還期限。
 - (4) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告。
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。))又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。))の未決済建玉がある場合には(2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。
- 3 お客様は、当社から取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高報告書の記載事項を確認した旨の回答書を同封させていただいた場合は、当社に必ず当該回答書をご返送ください。
 - 4 取引残高報告書の記載内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のビジネス・コンプライアンス部に直接ご連絡ください。取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内にご連絡がなかった場合、当社は、その記載事項すべてについてお客様にご承認いただけたものとして取り扱わせていただきます。

(名義書換等の手続きの代行等)

第12条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。この場合、預託転換社債型新株予約権付社債券について、機構を通じて新株予約権の行使をするときは、機構が発行者に対し転換社債型新株予約権付社債券及び新株予約権行使請求に要する書類(転換社債券については「転換請求書」と読み替える。以下同じ。)を提出した日に、新株予約権行使(転換社債券については「転換請求」と読み替える。以下同じ。)の効力が生じます。ただし、機構が権利確定日前で新株予約権行使の申出を受けない一定期間において、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。

2 法律により外国人、外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受ける場合があります。この場合、当社は直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。

3 機構に預託されている単元未満株式(預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使により生じたものを含みます。)の買取請求については、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し買取請求書を提出した日に買取請求の効力が生じます。

4 当社は、ご依頼があるときは、受益証券発行信託の受益証券について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域(以下「国等」といいます。))の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約

款の規定により管理することがあります。

- 5 当社は、ご依頼があるときは、受益証券発行信託の受益証券の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該受益証券発行信託の受益証券への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)
- 6 前5項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(償還金等の代理受領)

第13条 保護預り証券の償還金(混蔵保管中の債券について第6条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代ってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

2 預託転換社債型新株予約権付社債券の償還金(第6条の規定に基づき決定された償還金を除きます。)又は利金については、機構が代理受領したうえで、元利金支払事務取扱者を通じて当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(受益証券発行信託の受益証券の信託財産の配当等の処理)

第13条の2 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る配当又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、受託者が処理することとします。

(受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る議決権の行使)

第13条の3 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

(受益証券発行信託の受益証券に係る議決権の行使等)

第13条の4 受益証券発行信託の受益証券に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第13条の5 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び受益証券発行信託の受益証券に係る信託決算の報告書の送付等は、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が信託契約に定める方法により行います。

(保護預り証券等の返還)

第14条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。なお、機構に保管されていた株券等の場合、お客様が機構に預託されたときの名義と異なる名義の株券等が返還されます。

2 機構に保管されている株券等については、権利確定日等一定の日、また、機構に預託されている転換社債型新株予約権付社債券については、元利金支払期日の前日等の一定の日には、それぞれ返還のご請求に応じられないことがあります。

3 機構に保管されている単元未満株券について、発行者が単元未満株券を発行しないことを定款において定めている場合には、返還の請求に応じられないこととなっております。

4 機構に保管されている受益証券発行信託の受益証券については、信託契約に定める事由以外には受益証券の返還のご請求に応じられないこととなっております。また、信託契約に定める事由であっても、機構の定める規則により、権利確定日等の一定の日には受益証券の返還のご請求に応じられないことがあります。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第15条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合。
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合。
- (3) 当社が第13条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合。

(届出事項の変更手続き)

第16条 お届出事項を変更(印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。)なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑(又は署名)に符合する印影(又は署名)を押なつ(又は署名)してご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

2 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。

3 前2項より「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。

4 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(諸費用の徴収)

第17条 お客様のご希望にしたがって特別な取扱いをしたときは、当社はお客様に対し、当社の要した諸費用をいただくことができるものといたします。

2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

(解約)

第18条 次にあげる場合は、契約は解約されます。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合。
- (2) 前条による料金の計算期間が満了したときに保護預り証券の残高がない場合(融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く)。
- (3) 第25条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合。
- (4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合。
- (5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。

(解約時の取扱い)

第19条 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(公示催告等の調査等の免除)

第20条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

(免責事項)

第21条 当社は、次にあげる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影(又は署名)とお届出の印鑑(又は署名)が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合。
- (2) 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影(又は署名)がお届出の印鑑(又は署名)と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合。
- (3) 第11条第1項(1)のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合。
- (4) お預り当初から保護預り証券についての瑕疵又はその原因となる事実があった場合。
- (5) 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅滞した場合。

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第22条 有価証券の無券面化を社とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日において決済合理化法における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。))が施行されます。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第23条 社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既に設定された投資信託受益権であって、その設定後社振法の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたものをいう。以下同じ。)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行うこと
- (2) 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- (3) 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- (4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- (5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

第24条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)の施行に向けた準備のために、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本案において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第8号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替法の施行日(平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日)をいう。以

下「施行日」といいます。)の2週間前の日から施行日の前日までの間、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。

- (2) 施行日以後は、お預りした株券等を返還しないこと。
- (3) 施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。
- (4) 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項)を機構に通知すること。
- (5) 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。
- (6) お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第4号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。
- (7) 当社が第4号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた第10条の実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。
- (8) 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。

(この約款の変更)

第25条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以 上

平成20年12月

外国証券取引口座約款

第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様(以下「申込者」という。)と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付を受けた買付け代金又は売りつけ有価証券の弁済にかかわる売買を除くものとします。

(外国証券取引口座による処理)

第2条 申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」(以下「本口座」という。)により処理します。

(遵守すべき事項)

第3条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所(以下「当該取引所」という。)、日本証券業協会及び決済会社(日本証券決済株式会社その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。)の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者(預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。)が所在する国又は地域(以下「国等」という。)の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国株券の国内委託取引

(外国証券の混蔵寄託等)

第4条 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。)は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(寄託証券に係る共有権等)

第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付等)

第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付等を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関(以下、「当社の保管機関」という。)に保管替えの後に、売却し又は申込者に交付等します。

- 2 申込者は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(上場廃止の場合の措置)

第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

- 2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

(配当等の処理)

第7条 寄託証券等に係る配当(外国投資信託受益証券等の収益分配及び外国投資証券の利益の分配を含む。以下同じ。)等の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行(外国投資証券にあっては配当金支払取扱銀行。以下同じ。)を通じ申込者あてに支払います。

(2) 株式配当(源泉徴収税(寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。))が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると当該取引所が認める場合以外の場合

決済会社が寄託証券等について株式配当に係る株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券及び外国投資証券にあっては1口、外国株預託証券にあっては1証券。以下において同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資証券にあっては投資口事務取扱機関。以下同じ。)を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると当該取引所が認める場合

申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払います。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払います。

(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

- 2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下「配当金等」という。)の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

- 3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います(円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)

- 4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収された場合には、当該費用は申込者の負担とし、配当金から控除する方法により申込者から徴収します。

- 6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関が行います。

- 7 第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、決済会社は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

(新株引受権その他の権利の処理)

第8条 寄託証券等に係る新株引受権(外国投資信託の受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 新株引受権が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。
 - a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると当該取引所が認める場合以外の場合
申込者が所定の時限までに新株式(外国投資信託の受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株引受権を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは又は決済会社が当該新株引受権を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株引受権を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株引受権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株引受権はその効力を失います。
 - b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると当該取引所が認める場合
決済会社が新株引受権を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株引受権を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- (2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分します。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、当該取引所が定めるところによります。
- (5) 第1号 a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号 a 並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。
- (6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

(払込代金等の未払い時の措置)

第9条 申込者が、新株引受権の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

(議決権の行使)

第10条 寄託証券等(外国投資信託受益証券等及び外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資証券にあっては投資主総会。以下同じ。)における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

- 2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとし、
- 3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、決済会社は、議決権の行使に

関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(外国株預託証券に係る議決権の行使)

- 第10条の2 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。
- 2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合には、決済会社は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

- 第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国投資信託受益証券等及び外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、営業報告書その他配当、新株引受権の付与等株主(外国投資信託受益証券等にあつては受益権者、外国投資証券にあつては投資主、外国株預託証券にあつては所有者)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。
- 2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

(売買注文の執行地及び執行方法の指示)

- 第12条 申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行及び処理)

- 第13条 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。
- (1) 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者の届け出た住所あてに契約締結時交付書面等を送付します。

(受渡日等)

- 第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。
- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

(外国証券の保管、権利及び名義)

- 第15条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。尚、保管の委託を受けた当該外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。
- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) 申込者が有する外国証券(みなし外国証券を除く。)が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券にかかわる口座に記載又は記録された当該外国証券に係る権利の性質に基づき保管されます。
- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券(みなし外国証券を除く。)」が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

- (5) 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- (6) 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は破棄されたものとして取り扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株引受権又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分のおうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- (3) 株式配当、株式分割、無償交付、減資又は合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のおうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のおうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のおうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- (7) 第1号に定める果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸通知)

第18条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- 2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第19条 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外CD及び海外CPについては1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

2 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

(諸料金等)

第20条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。
- (2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファ

ンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。

- 2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

(外貨の支払い等)

第21条 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

第4章 雑則

(取引残高報告書の交付)

第23条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的にするものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- 3 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

(届出事項)

第24条 申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び印鑑又はサイン(自署)等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

(届出事項の変更届出)

第25条 申込者は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、名称等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

(届出がない場合等の免責)

第26条 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

第27条 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第28条 当社は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、所定の口座管理料を申受けることがあります。

(契約の解除)

第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
 - (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
 - (3) 第32条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき
 - (4) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき
- 2 前項の場合において、本口座に外国証券の残高があるときの処理については、当社は、申込者の指示に従います。
 - 3 第1項第1号及び第2号の場合において、前項の指示をした場合は、申込者は、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(免責事項)

第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影又はサイン(自署)と届出の印鑑又はサイン(自署)とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(準拠法及び合意管轄)

第31条 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第32条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

(個人データの第三者提供に関する同意)

第33条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に就いて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- (2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- (3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の国等の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

以上

平成19年12月

投資信託受益権振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)をフィデリティ証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。

この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものだけに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「総合取引口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- 2 当社は、お客様から「総合取引口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する8月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「総合取引口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- 3 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- 4 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- 5 償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- 6 販社外振替(振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ニ 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

- 7 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名により記名押印(又は署名)してご提出ください。振替手続きは、当社所定の依頼書が当社に到達後3営業日目以降となります。なお、振替指示日のご指定はできません。

- 1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
- 2 お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- 3 振替先口座及びその直近上位機関の名称
- 4 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- 5 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口が質権口の別等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(質権の設定)

第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

2 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

(お客様への連絡事項)

第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

1 償還期限(償還期限がある場合に限りです。)

2 残高照合のための報告

2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のビジネス・コンプライアンス部に直接ご連絡ください。

3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(届出事項の変更手続き)

第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、この契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

(口座管理料)

第13条 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過することに所定の料金をいただくことがあります。

2 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

1 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

第15条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- 1 銘柄名称
- 2 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)
- 3 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第16条 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出によりこの契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客様から解約のお申し出があった場合
 - 2 お客様が手数料を支払わないとき
 - 3 お客様がこの約款に違反したとき
 - 4 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
 - 5 お客様が第22条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
 - 6 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - 7 お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - 8 やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第18条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第19条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名)と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第21条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権(既に設定された投資信託受益権であって、その設定後振替法の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたものをいう。以下同じ。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)
- 3 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- 4 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

(この約款の変更)

第22条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

平成20年12月

投資信託自動けいぞく投資約款

1. 約款の趣旨

この約款は、お客様(以下「申込者」といいます。)と、フィデリティ証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の、当社が取扱う追加型証券投資信託(以下「取扱ファンド」と総称します。)の受益権の自動けいぞく(累積)投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従って取扱ファンドを構成する個々のファンド(以下「各取扱ファンド」といいます。)の受益権(以下「ファンド」といいます。)の自動けいぞく投資契約(以下「本契約」といいます。)を申込者と締結します。

2. 申込方法

- (1)申込者は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印(又は署名)し、これを当社に提出することによって本契約を申込むものといたします。なお、外国証券にかかる自動けいぞく(累積)投資の申込の場合、あらかじめ又は同時に外国証券取引口座約款に基づく口座を設定している必要があります。
- (2)すでに他の自動けいぞく(累積)投資において契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって本契約の申込が行われたものとします。
- (3)本契約が締結されたとき、当社はただちに該当のファンドの自動けいぞく投資口座を設定いたします。

3. 金銭の払込

- (1)申込者は、ファンドの買付けに必要な金銭を、銀行等からの払込、大和証券投資信託委託株式会社の発行するダイワMRF(マネー・リザーブ・ファンド)受益権の自動換による払込等により、払い込むものとします。
- (2)申込者はファンドの買付けにあてるため、初回申込の場合、各取扱ファンドごとに当社の定める最低申込金額以上1円単位、2回目以降の場合、1万円以上1円単位の金銭(以下「払込金」といいます。)をその口座に払い込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。
- (3)7.(2)後段にかかる返還金の他のファンドへの払込み(以下「乗換え」といいます。)につき、当該返還金が一部返還にかかるものについては、「フィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンド」への乗換えを除き、1万円以上1円単位といたします。
- (4)「フィデリティ・キャッシュ・マネジメント・ファンド」への乗換えは1円以上1円単位といたします。
- (5)乗換え(スイッチング)は当社の取扱ファンドのうち、当社の指定するファンド間に限り、可能といたします。
- (6)「フィデリティ・ファンド積立・ステップ・BUY・ステップ」による定時定額購入サービスを利用しての金銭の払込みについては別途「フィデリティ・ファンド積立・ステップ・BUY・ステップ取扱規定」で定めるものとします。
- (7)上記(2)から(4)の申込または乗換単位につきましては、当社はいつでも変更または放棄することができるものとします。

4. 買付時期・価格

- (1)当社は、申込者から買付けの申込があったとき、当該ファンドの買付けを行います。
- (2)前項の買付価額は、各取扱ファンドの目論見書(投資信託説明書)に従い買付価額として適用される基準価額に所定の手数料等を加えた金額といたします。

- (3)買付けられたファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日から申込者に帰属するものといたします。

5. 管理

この契約により買付けされたファンドの受益権は、投資信託受益権振替決済口座管理約款に従い管理するものとします。

6. 果実の再投資

5.の管理にかかるファンドの果実は、申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の口座に各ファンド毎に繰り入れ、その全額をもって4.に準じた買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。ただし、当社が同意した場合には、上記買付けを行わず、当該申込者あてに支払うことがあります。

7. 返還

- (1)当社は、この本契約に基づくファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。

この場合の換金額は、各取扱ファンドの目論見書(投資信託説明書)に従い換金価額として適用される基準(または解約)価額に基づくものといたします。

- (2)前項の請求は、当社所定の手続きによってこれを行うものとします。なお、当該請求のとき、当該返還金により3.(5)に掲げる乗換え(スイッチング)可能とされるファンド間において、いずれかのファンドの買付けをお申込みいただいた場合、当該返還金については、申込者にお支払いすることなく、ご指定のファンドの買付け払込金に充当いたします。

- (3)クローズド期間のある累投口についての当該クローズド期間中の上記(1)は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り、次のとおりです。

- 申込者が死亡したとき。
- 申込者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
- 申込者が破産宣告を受けたとき。
- 申込者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
- その他前各号に準ずる事由があるものとして、当社が認めるとき。

8. 解約

- (1)当社は、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解約することができるものといたします。

- 申込者から解約の申出があったとき。
- 払込金が引き続き1か年をこえて払い込まれなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1か年以内に保管中のファンドの果実によって当該ファンドの買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
- 当社が、当該ファンドの自動けいぞく(累積)投資業務を営むことができなくなったとき。
- 当該ファンドが償還されたとき。
- この約款の変更にお客様が同意されない場合。

- (2)本契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中の当該ファンドを7.に準じて当社において、申込者に返還いたします。

9. 申込事項等の変更

- 改名、転居ならびに届出印(又は署名)の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。
- 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明、その他必要と認める書類等をご提示頂くことがあります。
- 金融機関変更の場合、引落金融機関の事務処理上、変更事項適用日から引き落としを開始できない場合があります。

10. その他

- 当社は、本契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - 届出の印鑑(又は署名)が押印(又は署名)が記された所定の受領書と引き換えに、本契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還した場合。
 - 印影(又は署名)が届出印(又は署名)と相違するために、本契約に基づく当該ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - 天災地変その他不可抗力により、本契約に基づく当該ファンドの買付けもしくは当該ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
- この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。
- 当社が取扱う「各取扱ファンド」は将来、変更することがあります。

以上

平成19年12月

株式等振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う振替株式等(上場投資信託受益権を除きます。以下同じ。)に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、振替株式等の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに関し振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「総合取引口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「総合取引口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替株式等及び振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する8月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 「総合取引口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

2 お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等(以下「外国人等」といいます。)である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

(加入者情報の取扱いに関する同意)

第6条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第7条 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)

第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知又は個別株主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

第9条 当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

第10条 お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替の申請)

第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- 3 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社所定の日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。
 - 1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
 - 2 お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - 3 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主又は優先出資者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - 4 特別株主、特別投資主若しくは特別優先出資者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - 5 振替先口座
 - 6 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - 7 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主ごとの数量並びに当該株主の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - 8 振替を行う日
- 3 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 4 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。
- 5 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限りです。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口又は振替優先出資を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口又は振替優先出資の株主、投資主若しくは優先出資者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

(他の口座管理機関への振替)

第12条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第13条 お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

(登録質権者となるべき旨のお申出)

第14条 お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

(担保株式等の取扱い)

第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出又は特別優先出資者の申出をすることができます。

2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債及び担保新株予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における

振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(担保設定者となるべき旨のお申出)

第16条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

2 お客様が特別株主、特別投資主又は特別優先出資者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、特別株主、特別投資主又は特別優先出資者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(信託の受託者である場合の取扱い)

第17条 お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

(振替先口座等の照会)

第18条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

2 お客様が振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

3 お客様が当社に対する振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

(振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)

第19条 お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

2 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

(振替新株予約権付社債の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)

第20条 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債について、抹消の申請があったものとみなします。

(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

第21条 お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。))について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

(個別株主通知の取扱い)

第22条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出(振替法第154条第4項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

(単元未満株式の買取請求等)

第23条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次ぎ停止期間は除きます。

2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

3 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

- 4 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- 5 お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 6 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(会社の組織再編等に係る手続き)

第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

(配当金等に関する取扱い)

第25条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社うちよ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金(振替投資口にあつては分配金。以下本条において同じ。)を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

- 2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金を受領する方法(以下「登録配当金受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる配当金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金の支払いを行うことにより、お客様が配当金を受領する方式(以下「株式数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

- 3 お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
- 2 お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
- 3 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
- 4 お客様に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
- 5 発行者が、お客様の受領すべき配当金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること。
- 6 お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと。

イ 特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である加入者その他の機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ 機構加入者

ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

- 4 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

(総株主等の通知等に係る処理)

第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあつては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあつては新株予約権者確定日、振替投資口にあつては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあつては優先出資者確定日)における株主(振替新株予約権付社債にあつては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあつては新株予約権者、振替投資口にあつては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあつては優先出資者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等の通知対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

(お客様への連絡事項)

第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

- 1 最終償還期限(償還期限がある場合に限りです。)
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のビジネス・コンプライアンス部に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(振替新株予約権の行使請求等)

第28条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 2 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 3 前2項の発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 4 お客様は、第1項又は第2項に基づき、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
- 5 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。
- 6 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。
- 7 お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 8 前7項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

第29条 振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券又は新株予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券又は新株予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券又は新株予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

2 お客様は、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

第30条 お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。

2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

3 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

第31条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第277条に規定する書面をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

3 第1項の場合は、所定の料金をいただきます。

(届出事項の変更手続き)

第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)

第33条 機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(口座管理料)

第34条 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過することに所定の料金をいただくことがあります。

2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第35条 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限り)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

1 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分(振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金の支払いをする義務

2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

第36条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

1 銘柄名称

2 当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)

3 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

(機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第37条 当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第38条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客様から解約のお申出があった場合
 - 2 お客様が手数料を支払わないとき
 - 3 お客様がこの約款に違反したとき
 - 4 第34条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
 - 5 お客様が第43条に定めるこの約款の変更不同意としないとき
 - 6 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - 7 お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - 8 やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

- 1 お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
 - 2 お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者若しくは新株予約権者として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出若しくは特別優先出資者の申出における特別株主、特別投資主若しくは特別優先出資者であるとき
 - 3 お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数に係る振替株式についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合
- 3 前2項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直にお支払いください。
- 4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第34条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第34条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第39条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえで、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第40条 法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第41条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第32条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちに應じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第19条及び第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第40条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」といいます。)第2条に規定する株券等(保振法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第4号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して

行う場合があること。

- 2 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
 - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
 - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
 - ニ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
 - ホ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
 - ヘ 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- 3 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。
- 4 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

(この約款の変更)

第43条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

平成20年12月

上場投資信託受益権振替決済口座管理約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。)に基づく振替制度において取り扱う振替上場投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、振替上場投資信託受益権及び特例上場投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づき口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、振替法に基づき、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替上場投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替上場投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が振替上場投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の方法によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から当社所定の方法による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替上場投資信託受益権及び振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する8月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第5条 当社所定の方法により提出いただいた申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

(加入者情報の取扱いに関する同意)

第6条 当社は、原則として、振替決済口座に振替上場投資信託受益権に係る記載又は記録が行われた場合には、お客様の加入者情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、当社が機構に対して通知する等、振替上場投資信託受益権の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第7条 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)

第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替上場投資信託受益権については、受益者登録のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

第9条 お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換を行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替の申請)

第10条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- 3 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- 4 約款、当社取引規定等の定めに基づき、振替が制限されるもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当っては、当社所定の日までに、原則として次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。
 - 1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数
 - 2 お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - 3 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替上場投資信託受益権についての受益者の氏名又は名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該受益者ごとの口数
 - 4 特別受益者(加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替上場投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替上場投資信託受益権に係る他の加入者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該特別受益者ごとの口数
 - 5 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - 6 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - 7 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替口数のうち受益者ごとの口数並びに当該受益者の氏名又は名称及び住所
 - 8 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に振替上場投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替上場投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。
- 6 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、同項第1号の振替上場投資信託受益権を同項第6号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替上場投資信託受益権の受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。(他の口座管理機関への振替)
- 第11条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第12条 お客様の振替上場投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

(担保振替上場投資信託受益権の取扱い)

第13条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別受益者の申出をすることができます。

- 2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保振替上場投資信託受益権の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替上場投資信託受益権の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 お客様は、担保振替上場投資信託受益権の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保振替上場投資信託受益権についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替上場投資信託受益権の口数についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保振替上場投資信託受益権の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(担保設定者となるべき旨のお申出)

第14条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替上場投資信託受益権について、当社に対し、振替上場投資信託受益権の質権設定者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

- 2 お客様が特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(信託の受託者である場合の取扱い)

第15条 お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替上場投資信託受益権について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

(振替先口座等の照会)

- 第16条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- 2 お客様が振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
 - 3 お客様が当社に対する振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

(抹消手続き)

第17条 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところ従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(分配金に関する取扱い)

- 第18条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する分配金を受領する預金口座等の指定(以下「分配金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。
- 2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録分配金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の分配金を受領する方法(以下「登録分配金受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数(当該発行者に係るものに限り、)に応じて当社に対して分配金の支払いを行うことにより、お客様が分配金を受領する方式(以下「受益権口数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の分配金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
 - 3 お客様が前項の受益権口数比例配分方式の利用を内容とする分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - 1 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
 - 2 お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
 - 3 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
 - 4 お客様に代理して分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの分配金の受領割合等については、発行者による分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
 - 5 発行者が、お客様の受領すべき分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する分配金支払債務が消滅すること。
 - 6 お客様が次に掲げる者に該当する場合には、受益権口数比例配分方式を利用することはできないこと。
 - イ 機構に対して受益権口数比例配分方式に基づく加入者の分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
 - ロ 機構加入者
 - 4 登録分配金受領口座方式又は受益権口数比例配分方式を現に利用しているお客様は、分配金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

(受益者登録の請求等に係る処理)

- 第19条 当社は、振替上場投資信託受益権について、機構に対し、機構が定めるところにより、信託の計算期間終了日における受益者の氏名又は名称、住所、受益者の口座、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を報告します。
- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、受益者登録の対象銘柄である振替上場投資信託受益権の発行者に対し、受益者の氏名又は名称、住所、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、受益者として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から受益者として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る受益者の報告によって報告された口数を合算した口数によって、登録を行います。
 - 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知受益者に係る事項について、信託の計算期間

終了日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
(お客様への連絡事項)

第20条 当社は、振替上場投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

- 1 残高照合のための報告
- 2 お客様に対して機構から通知された事項
- 3 前項の残高照合のための報告は、振替上場投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のビジネス・コンプライアンスに直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

第21条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第277条に規定する書面をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供をすることを請求することができます。

- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。
- 3 第1項の場合は、所定の料金をいただきます。

(届出事項の変更手続き)

第22条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)

第23条 機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(口座管理料)

第24条 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過することに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替上場投資信託受益権の売却代金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第25条 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限りません。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 1 振替上場投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替投資信託受益権の超過分(振替上場投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の収益分配金等の支払いをする義務
- 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

第26条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替上場投資信託受益権の銘柄の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- 1 銘柄名称
- 2 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)
- 3 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数

(機構において取り扱う振替上場投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第27条 当社は、機構において取り扱う振替上場投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における振替上場投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替上場投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客様から解約のお申し出があった場合
 - 2 お客様が手数料等の諸費用を支払わないとき
 - 3 お客様がこの約款に違反したとき
 - 4 第24条による料金の計算期間が満了したとき口座残高がない場合
 - 5 お客様が第33条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
 - 6 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - 7 お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - 8 やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替上場投資信託受益権を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
- 1 お客様の振替決済口座に振替上場投資信託受益権についての記載又は記録がされている場合
 - 2 お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権権に担保振替上場投資信託受益権に係る受益者として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別受益者の申出における特別受益者であるとき
 - 3 前2項による振替上場投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
 - 4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第24条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第24条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第29条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえで、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第30条 法令の定めるところにより振替上場投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第31条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第22条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、振替上場投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

6 第4号及び第5号の事由により振替上場投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第18条による分配金の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

7 前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第32条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)

3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

4 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

5 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと。

(この約款の変更)

第33条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

平成20年12月

MRF累積投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様とフィデリティ証券株式会社(以下「当社」という。)との間の、大和証券投資信託委託株式会社の発行するダイワMRF(マネー・リザーブ・ファンド)受益権(以下「MRF」といいます。)の累積投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってMRF累積投資契約(以下「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。

(契約の申込)

第2条 契約のお申込は、お客様が、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印(又は署名)し、これを当社に提出することによって行うものといたします。

2. 契約が締結されたときは、当社はただちにMRF(マネー・リザーブ・ファンド)累積投資口座を開設いたします。なお、第1項の申込書に押捺されている印影(又は署名)をもって、当社へのお届出印(又は署名)といたします。

(取得の申込及び金銭の払込)

第3条 お客様は、MRFの取得にあてるため、1回の払込につき1円以上の金銭(以下「払込金」といいます。)を当社に払込み、取得の申込を行うことができます。

(取得の時期・価額及び方法)

第4条 本契約において営業日とは国内の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。

2. 当社は、原則としてお客様から取得の申込があった日の16時以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては翌営業日に、16時を過ぎて翌営業日までに払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌々営業日に、MRFをお客様に代わって取得します。

3. 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。

4. 当社は、原則として申込日の16時以前に払込金を受入れた場合は申込日の翌営業日の前日の基準価額が、また申込日の16時を過ぎて払込金を受入れた場合は、申込日の翌々営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日(16時以前の受入れの場合)又は翌々営業日(16時過ぎての受入れの場合)以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、MRFをお客様に代わって取得します。

5. 取得されたMRFの所有権ならびにその元本又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。

(管理)

第5条 この契約によって取得されたMRFは、投資信託受益権振替決済口座管理約款に従い管理するものとします。

(果実の再投資)

第6条 第5条の管理にかかるMRFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合については、当該取得日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰り入れその全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でMRFをお客様に代わって取得します。

2. 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第1項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、MRFをお客様に代わって取得します。

(返還)

第7条 お客様は、自己の所有するMRFの返還を当社に請求することができます。当社は原則としてお客様からMRFの返還の請求を営業日の15時以前に受入れた時は、翌営業日を、15時を過ぎて翌営業日までに受入れときは翌々営業日をお支払日(以下「受渡日」といいます。)として換金の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。

2. 第1項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。

3. 第1項の換金にかかるMRFについての、取得日(前月以前の取得分については前月の最終営業日)から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き換金代金とともにはお支払いいたしません。

4. 換金代金のお支払いにあたっては、お客様は当社所定の手続によりお申出いただく必要があります。

(自動買付・自動換金)

第8条 お客様の証券総合取引において、有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金のうち、当社において支払われるものについて、特にお客様からのお申出がない限り、その支払日の前営業日を取得の申込があった日とします。

2. お客様が、単純に入金を行った場合、特にお客様からのお申出がない限り、当該入金をもって、取得の申込があったものとします。

3. お客様が、当社において株式又は投資信託受益権等の買付を行いその受渡日前営業日終了時点でのお客様のお預り金が、当該買付代金に不足する場合には、当社は、当該買付代金からお預り金を差引いた額について、お客様よりMRFの残高の範囲内で返還の申出があったものとして、換金し、充当します。

4. お客様が出金の申込をされた場合は、顧客預り金口から出金し、不足する場合は、MRFの残高の範囲内で、返還の申出があったものとして、換金し、充当します。

(解約)

第9条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

① お客様から解約の申出があったとき。

② 当社がMRFの累積投資業務を営むことができなくなったとき。

③ MRFが償還されたとき。

④ 第12条第3項に定めるこの約款の改訂にお客様が同意しないとき。

⑤ やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき。

2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第7条に準じてお客様にMRFの返還及びその果実の支払をいたします。

(取引の計算明細、証券残高の報告)

第10条 当社は、お客様のその都度の取引に係る計算明細及び証券残高の報告を、取引残高報告書を通じて行うものとします。当該報告については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

(申込事項等の変更)

第11条 改名、転居又は届出印変更など申込事項に変更があったときは、お客様は当社所定の用紙によって遅滞なく当社に届出いただけます。

2. 第1項のお届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その他当社が必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

(その他)

第12条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2. 当社は、次の各号に定める場合を含め当社の故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。

①お届印の押捺された所定の受領書と引換え又は別に定める契約に基づき、MRFの返還又はその果実の支払を行った場合。

②当社所定の手続により返還の申出がなかったため、又は印影(又は署名)がお届印(又は署名)と相違するためにこの契約に基づくMRFの返還又はその果実の支払を行わなかった場合。

③天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づくMRFの取得又は返還、もしくはその果実の支払が遅延した場合。

3. この約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に改定されることがあります。

以上

特定口座約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、租税特別措置法第37条の11の3の規定により、お客様が特定口座内保管上場株式等(同条第1項に規定する特定口座に保管の委託がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡または特定口座において処理した金融商品取引法第156条の24第1項に規定する信用取引もしくは発行日取引(有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であって財務省令で定める取引をいいます。以下同じ。)(以下「信用取引等」といいます。)による上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるためにフィデリティ証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託および信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号および第3号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

当社は、この約款に従って租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める上場株式等保管委託契約および同項第3号に定める上場株式等信用取引等契約をお客様と締結いたします。

第2条（特定口座の申込方法）

- (1)お客様が当社に特定口座の設定を申込まれる際には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出していただきます。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、ご氏名、生年月日およびご住所等につき確認を受けていただくこととなります。
- (2)お客様は、前項の申込みの際には、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定保管勘定(当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等について、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)および同項第3号に規定する特定信用取引等勘定(当該特定口座において処理される上場株式等の信用取引等について、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)をあわせて設定していただくこととなります。
- (3)お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。)による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定期間内保管上場株式等の譲渡等の時までに当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定期間内保管上場株式等の譲渡等については、お客様からその年最初の特定期間内保管上場株式等の譲渡等のときまでにとくにお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとしたします。

第3条（特定保管勘定における保管の委託）

お客様の特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定において行います。

第4条（特定信用取引等勘定における処理）

信用取引等による上場株式等の譲渡または当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行います。なお、当該勘定においては、特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみ処理いたします。

第5条（特定口座を通じた取引）

- (1)特定口座を開設されたお客様が当社との間で行う上場株式等の取引(信用取引等を含むものとし、特定口座から払出しをした上場株式等の取引等を除きます。)に関しては、すべて特定口座を通じて行うものとしたします。
- (2)特定口座内保管上場株式等が株式等証券投資信託の投資信託受益権等である場合、当該受益権等の換金が解約または償還によりなされるときは、租税特別措置法第37条の10第3項の規定により譲渡とみなされる部分を除き、特定口座を通じた取引としては処理されません。

第6条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)および同法第37条の11の4(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)ならびにその関係政省令に基づき行われます。

第7条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当社はおお客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

- ①お客様が第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式等。
- ②当社以外の証券会社等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等

- ③当社の行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集(本条⑫において「有価証券の募集」といいます。))に該当するものに限ります。))により取得した上場株式等。
- ④お客様が当社に開設された特定口座に設けられた租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する特定信用取引等勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡しの際に、特定保管勘定への振替の方法により受け入れる上場株式等。
- ⑤お客様が贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。))または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。))により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社または他の証券会社等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等で、移管または「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。))に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により、当社の当該お客様の特定口座に受け入れる上場株式等。
- ⑥特定口座内保管上場株式等につき、株式の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受け入れを、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑦特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当てにより取得する上場株式等で当該無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受け入れを、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑧特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併(合併法人の株式のみの交付が行われるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式および当該法人の株主等に対する利益の配当または出資にかかわる剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。))により取得する当該合併法人の株式で、特定口座への受け入れを、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑨特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人の株主等に同条第12号の3に規定する分割承継法人の株式のみの交付が行われるもの(当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式および当該分割法人の株主等に対する利益の配当または出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。))により取得する当該分割承継法人の株式で、特定口座への受け入れを、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑩特定口座内保管上場株式等につき、租税特別措置法第37条の14第1項に規定する株式交換等(同項の規定により当該株式交換等により移転した同項に規定する特定子会社株式の譲渡がなかったものとされる場合に限るものとし、同項に規定する交付金銭等を受ける場合を除きます。))により特定親会社から新株の割当により取得する当該特定親会社の株式で、特定口座への受け入れを、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑪特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権または当該特定口座内保管上場株式等について与えられた新株の引受権の行使により取得する株式で、特定口座への受け入れを、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑫当社の行う有価証券の募集により、または当社から取得をした上場株式等償還特約付社債(社債であって、上場株式等にかかる株価指数または当該社債を発行する者以外の者の発行した上場株式等の価格があらかじめ定められた条件を満たした場合に当該社債の償還が当該社債の額面金額に相当する金銭または当該上場株式等で行われる旨の特約が付されたものをいいます。))でその取得の日の翌日から引き続き当社の口座において保管の委託がされているものの償還により取得する上場株式等で、当該上場株式等の特定口座への受け入れを、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑬当社の口座において行った有価証券オプション取引による権利の行使または義務の履行により取得する上場株式等で、当該上場株式等の口座への受け入れを、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑭第18条により開設された出国口座(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する出国口座をいいます。以下同じ。))において保管されている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- ⑮租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第13号に定める上場株式等。

第8条(譲渡の方法)

お客様は、特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、次の各号に定める方法のいずれかにより行うものといたします。

- ①当社への売委託による方法。
- ②当社に対して譲渡する方法。
- ③上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行われる単元未満株式の譲渡について、当社を経由して当該譲渡に係る買取請求をする方法。
- ④租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項第2号に定める方法。

第9条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の記述を利用する方法により通知いたします。

第10条（特定口座内保管上場株式等の移管）

お客様が、当社以外の証券会社等（以下この条において「移管元証券会社等」といいます。）に開設されている特定口座において保管の委託がなされている特定口座内保管上場株式等を当社に開設されている特定口座に第7条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管をされる場合には、当社は租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより当該移管を行うものいたします。その際、お客様には移管元証券会社等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものいたします。

第11条（贈与、相続または遺贈による特定口座への移管による受入れ）

お客様の贈与者、被相続人または包括遺贈者が当社または当社以外の証券会社等に開設されていた特定口座（以下この条において「相続等口座」といいます。）において保管の委託がなされていた特定口座内保管上場株式等（以下この条において「相続上場株式等」といいます。）につき、お客様が当社に開設されている特定口座に第7条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）⑤に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当社は租税特別措置法施行令第25条の10の2第14条第3号または第4号および同条第15項から第17項までに定めるところにより当該移管による受入れを行うものいたします。その際、お客様には相続等口座が開設されている当社または他の証券会社等に対し、相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものいたします。

第12条（特定口座年間取引報告書の送付）

- (1) 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、その年中にお客様が当社の特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額または差益の金額その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。
- (2) 第17条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約されたとき（同条④に該当し解約されたときを除きます。）は、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

第13条（緊急投資優遇税制が適用されない場合）

特定口座源泉徴収選択届出書を提出したお客様は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、租税特別措置法第37条の14の2（特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に基づく非課税制度の適用は受けられません。

第14条（地方税の特別徴収）

お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出された場合は、地方税法に規定する株式等譲渡所得割は、当社が同法に規定する特別徴収の方法によって徴収いたします。

第15条（届出事項の変更）

第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のご氏名またはご住所に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただけます。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、確認を受けていただくものいたします。

第16条（特定保管勘定または特定信用取引等勘定の廃止）

お客様は、特定口座に設定されている特定保管勘定または特定信用取引等勘定のいずれか一方のみを廃止することはできないものいたします。

第17条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものいたします。

- ① お客様から解約のお申出があった場合。この場合、お客様には租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定に基づき特定口座廃止届出書を当社に提出していただけます。
- ② お客様が、海外転勤等により出国（所得税法第2条第1項第42号に規定する出国をいいます。）され、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、お客様から当社に、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされ、同条第2項の規定が適用されます。
- ③ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
- ④ この約款の変更にお客様が同意されない場合。
- ⑤ お客様が特定口座において特定口座内保管上場株式等および決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座において上場株式等の保管の委託または上場株式等の信用取引等が行われなかった場合。この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項の規定により、その翌年1月1日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ⑥ 租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定に基づき特定口座開設者死亡届出書が提出され、相続または遺贈の手続きが完了した場合。

第18条（出国口座等）

- (1)前条(特定口座の廃止)③に該当することとなるお客様は、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当社の特定口座に保管の委託をされていた上場株式等のすべてにつき、当社に開設されている出国口座に引き続き保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。
- (2)前項に定める取扱いをご希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開始届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出することが必要となります。

第19条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、その他法令・諸規則等および当社の定めに従って、取り扱うものといたします。

第20条（免責事項）

お客様が第15条の変更手続きを怠ったことその他当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。

第21条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。なお、当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様にあらたな義務を課するものでない場合または軽微である場合を除き、その改定事項をお客様に通知します。この通知があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第22条（合意管轄）

お客様と当社の間この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所といたします。

以 上

平成19年12月

特定管理口座約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。)の開設等について、お客様とフィデリティ証券株式会社(以下「当社」といいます。)との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定管理口座の開設)

第2条 当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申し込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

(特定管理口座における保管の委託)

第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

(譲渡の方法)

第4条 特定管理口座において保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

2. 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式の売委託の注文または当社に対する買取の注文を出すことができない場合があります。
3. 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式を譲渡される前に、当該特定管理株式を特定管理口座から払い出すことといたします。

(特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知)

第5条 特定管理口座において特定管理株式の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式の発行会社について清算決了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式の銘柄、価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

(契約の解除)

第7条 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合。
- ②お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき。
- ③租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき。
- ④お客様が出国により、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。
- ⑤お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。
- ⑥この約款の変更にお客様が同意されない場合。

(免責事項)

第8条 当社の責めに帰すべきでない事由により、特定管理口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。

(約款の変更)

第9条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、当社は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様にあらたな義務を課するものでない場合または軽微である場合を除き、その改定事項をお客様に通知します。この通知があった場合、所定の期日までにお客様から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

(合意管轄)

第10条 お客様と当社の間この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所といたします。

以上

平成19年12月

「フィデリティ・ファンド積立・ステップ・BUY・ステップ」 取扱規定

1. (規定の趣旨)

この規定は、お客様(以下「申込者」といいます。)と、フィデリティ証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の証券投資信託受益権等(以下「投資信託」といいます。)定時定額購入サービス(名称「フィデリティ・ファンド積立・ステップ・BUY・ステップ」以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取り決めです。申込者は、本サービスの内容を十分に理解し、申込者の判断と責任によって本サービスを利用するものとします。

2. (買付銘柄の選定)

(1)本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。

(2)申込者は選定銘柄の中から1以上の指定した銘柄(以下「指定銘柄」といいます。)に対し、買付の申込みを行うものとします。

3. (払い込み方法の指定)

申込者は、当社が予め指定した業者を通じた指定預金口座からの振替によって、投資信託の買付の申込みを行うものとします。

4. (申込み方法)

申込者は、次の各号のすべてに該当する場合に限り、本サービスの利用を開始することができます。

(1)事前、または同時に当社所定の申込書により申込者が当社の総合取引口座を開設済みであること。

(2)申込者が当社所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)の上当社に提出し、当社が承諾し、所定の手続きを完了していること。なお、「預金口座振替依頼書」に捺印する印鑑は各金融機関のお届出印とします。

5. (申込み内容の変更)

申込者は当社所定の手続きによって当社に申し出ることにより、払い込みの解約及び申込み内容の変更を行うことができます。

6. (金銭の払い込み)

(1)申込者は指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめ申込者が申し出た一定額の金銭(以下「払込金」といいます。)を、申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合には、払込金の総額をその口座に振替等により払い込むものとします。

(2)1銘柄あたりの払込金の金額は1万円以上1千円単位の整数倍の金額とします。

7. (買付の方法)

当社は申込者の指定銘柄の払込金で当該指定銘柄の「投資信託自動けいぞく投資約款」(以下「自動けいぞく投資約款」といいます。)の定めに従って買付を行います。

8. (買付時期及び価額)

(1)当社は申込者からの払込金の受け入れを持って、次の各号に定める時期に指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取り扱います。

①金融機関の自動振替を利用されている場合は、原則として毎月28日、1月、及び7月において積み増しがある場合は13日、(休日の場合は翌営業日)に自動振替を行い、当社の定める所定の日に買付の申込みを行うものとします。

(2)(1)の指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の自動けいぞく投資約款に定める買付日の価額とします。

(3)(1)にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行います。

9. (スポット買付)

(1)申込者は以下の各号に規定する場合のすべてに該当する場合、指定銘柄を任意に購入することができるものとします。(以下「スポット買付」といいます。)

①スポット買付をする銘柄が、4条(2)の手続きを終えている場合。

②スポット買付の金額が1万円以上1円単位の場合。

(2)スポット買付にかかる指定銘柄の買付及び受け渡し代金の清算方法については総合取引約款に定める方法で行うものとします。

10. (乗換え(スイッチング))

(1)申込者は乗換え(スイッチング)取引ができるものとします。

(2)乗換え(スイッチング)については自動けいぞく投資約款等に定める方法で行うものとします。

11. (返還及び果実の再投資)

返還及び果実の再投資は自動けいぞく投資約款に基づき行うものとします。

12. (選定銘柄の除外)

取扱商品が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社が当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合当社は、申込者に遅滞なく連絡するものとします。

①当該選定銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合。

- ②当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合。
- ③その他当社が必要と認める場合。

13. (解除)

- (1)この契約は次の各号のいずれかに該当したとき解除されるものとします。
 - ①申込者が当社所定の手続きにより、この契約の解除を申し出た場合。
 - ②当社が本サービスを営むことができなくなった場合。
 - ③当社がこの契約の解除を申し出た場合。
- (2)申込者が当社の総合取引口座を解約した場合には自動引き落とし投資約款8.(解約)に従います。なお、この場合は原則として、申込者の保有する残高を売却の上、「総合取引約款」第2章第7条に定める方法により売却代金をお支払いします。

14. (その他)

- (1)当社はこの契約に基づいて申込者からお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- (2)申込者に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が転居、不在その他申込者の責めに帰すべき事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとして取り扱うことができるものとします。また、上記延着又は不到達が相当期間連続して発生した場合、以降の本サービスの利用及び自動引落としを停止することができるものとします。
- (3)自動引落としが相当期間できなかった場合、以降の自動引落としを停止することがあります。
- (4)この規定は法令諸規則の変更、または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは改定されることがあります。
- (5)本規定に別段の定めのないときは、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」および上記2.に定める選定銘柄の自動引き落とし投資約款等に従うものとします。

以上

平成20年7月

